

令和2・3年度

西都市における建設工事の等級格付け基準

I 格付け対象業種等について

- (1) 格付け対象業種 土木一式・建築一式（希望順において、土木一式・建築一式を希望している事業者が対象）
- (2) 等級区分 土木一式・建築一式 3等級（A～C等級）
- (3) 格付け方式 西都市内業者を対象に、総合数値により決定

	土木一式	建築一式
A級	7者程度	4者程度
B級	7者程度	4者程度
C級	30者程度	12者程度

※各等級の業者数はあくまでも目安です。

申請者数等により変更することがあります。

- (4) 情報の公表 等級について、ホームページに掲載する

II 等級格付けに関する事項

1. 経営事項評価数値（P点）

- ・申請書提出時において確認できる最新の総合評定値通知書の総合評定値（P点）を加点する。

実数

2. 市工事の工事成績

- ・対象期間内に完了した対象工事成績の平均値（小数点第二位以下切り捨て）を求め、下記の計算方法により得られた評価点を加点する。

<計算式> 成績の平均値－65点＝評価点

<対象期間>平成28年1月1日～令和元年12月31日

<対象工事>財政課にて入札を執行した当初予定価格が130万円以上の土木一式工事及び建築一式工事

最高点 35点

3. 市工事の経歴

・対象期間内に完了した対象工事成績の合計額（最終請負額）を求め、下記の表により得られた評価点を加点する。

土木一式	
1億円以上	30点
7,000万円以上1億円未満	20点
5,000万円以上7,000万円未満	10点
2,000万円以上5,000万円未満	5点
2,000万円未満の実績あり	1点
実績なし	0点

建築一式	
1億円以上	30点
5,000万円以上1億円未満	20点
2,000万円以上5,000万円未満	10点
1,000万円以上2,000万円未満	5点
1,000万円未満の実績あり	1点
実績なし	0点

<対象期間>平成28年1月1日～令和元年12月31日

<対象工事>財政課にて入札を執行した当初予定価格が130万円以上の土木一式工事及び建築一式工事

最高点 30点

4. 市工事の安全成績

・対象期間内に完了した対象工事の工事成績評定内の「安全対策」の平均値（小数点第二位以下切り捨て）を求め、評価点として加点する。

<対象期間>平成28年1月1日～令和元年12月31日

<対象工事>財政課にて入札を執行した当初予定価格が130万円以上の土木一式工事及び建築一式工事

最高点 15.4点

5. 労働福祉の状況

・総合評定値通知書の社会性等（W値）の審査項目である「労働福祉の状況」について、評価点として加点する。

最高点 45点

6. 地域貢献活動実績

・対象期間内に実施した地域貢献活動に応じて、評価点を加点する。

<対象期間>平成28年1月1日～令和元年12月31日 ※西都市内での活動に限る

<対象活動①>

国、県、市町村または公益目的を有する団体等が主催する地域貢献活動への参加

参加回数×2点 最大10点

<対象活動②>

建設業者が独自に実施した地域貢献活動（おたすけハウス含む）

実施回数×1点 最大2点

最高点 12点

7. 消防団員雇用

・令和元年12月31日時点で、正規雇用している職員が西都市消防団員として任命されている場合、人数に応じて評価点を加点する。

・雇用人数×5点 最大10点

最高点 10点

8. 西都市との防災協定

- ・協定を締結している場合、評価点として10点を加点する。

最高点 10点

9. 若年者の雇用状況

- ・令和元年12月31日時点で、6ヶ月以上継続して雇用している35歳以下の若年者の人数に応じて評価点を加点する（代表者は除く）。

雇用人数×5点 最大10点

最高点 10点

10. 保護観察者の雇用状況

- ・令和元年12月31日時点で、雇用している保護観察対象者の人数に応じて評価点を加点する。

雇用人数×5点 最大10点

最高点 10点

11. 宮崎県技術等評価数値

- ・宮崎県が算定した技術等評価数値を下記の計算式に当てはめ、得られた評価点を加点する（小数点以下切り捨て）。

<計算式> 県算定数値×100/445＝評価点

最高点 100点

12. 市の指名停止歴

- ・平成28年1月1日～令和元年12月31日までに、市から指名停止を受けた業者について、指名停止の月数に応じて評価点を減点する。

指名停止月数×10点